

保護者 各位

県立水戸飯富特別支援学校

感染症流行期の対応について(お願い)

向寒の候 保護者の皆様にはますます健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、児童生徒が安全・安心で健康な学校生活を送ることができるよう、下記のとおり感染症流行期の対応について、学校医の指導のもと見直しを行いました。

つきましては、ご家庭におきましても、お子様の健康観察を十分に行い、感染症拡大防止に努めていただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 感染症の流行期について

ステージ	平時	流行期
本校での流行状況	学年の児童生徒、教職員の発熱等の症状での欠席・療養休暇者が <u>20%未満</u>	学年の児童生徒、教職員の発熱等の症状での欠席・療養休暇者が <u>20%以上</u> 。 ※その他、「感染症の予防上必要がある」と判断されるとき(学校保健安全法第20条 臨時休業)

※茨城県 HP 感染症流行情報(速報)「2025年全国・茨城県・保健所別定点あたり報告数(水戸市保健所及び県中央保健所管内)も参考にする。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/weekly/index.html>)

2 感染症対策について

流行期においても、学習活動に制限は設けないが、下記の感染症対策を徹底し、感染拡大防止に努めていきます。

ステージ	平時	流行期
健康状態の把握	・登校時、児童生徒の様子を観察	・感染者が判明した学年は登下校時に検温を実施
マスクの着用	・本人及び保護者の判断	・着用の呼びかけ(推奨)
手指衛生	・流水と石鹼での手洗い(特に指先は入念な手洗い)	
咳エチケット	・咳エチケットの実施	
換気の確保	・窓を10~20cm開放 ※可能な限り対角2方向(窓側・廊下側)	

3 臨時休業(学年閉鎖等)について

下記の条件を満たした時点で、学校医の意見を参考にして、臨時休業(学年閉鎖等)を決定し、保護者等へお知らせします。

○学年を基準とし、児童生徒及び教職員の感染症罹患者、有症状者の割合が20%以上。

・臨時休業(学年閉鎖等)の決定日は通常通り下校し、翌日から臨時休業とする。(臨時休業の期間は感染状況等により都度検討する。)

4 出席停止

(1) インフルエンザ

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

※5日目の電話連絡日には、解熱した日を聞き取り、解熱後2日経過しているか確認。2日経過していない場合は延長。

発症日	出席停止期間								
	発症後5日					発症後5日経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後3日 以内に解熱	(発熱)	(発熱)	(発熱)	解熱		(発熱)	(登校可能)		
発症後4日 目に解熱	(発熱)	(発熱)	(発熱)	(発熱)	解熱	(発熱)	(登校可能)		
発症後5日 目に解熱	(発熱)	(発熱)	(発熱)	(発熱)	(発熱)	解熱	(発熱)	(登校可能)	

(2) 新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

※5日目の電話連絡日には、軽快した日を聞き取り、軽快後1日経過しているか確認。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※無症状の感染者については、検体を採取した日を0日目とし、5日を経過するまでを基準とすること。

発症日	出席停止期間								
	発症後5日					発症後5日経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後4日 以内に解熱	(発熱)	(発熱)	(発熱)	症状軽快		(発熱)	(登校可能)		
発症後5日 目に解熱	(発熱)	(発熱)	(発熱)	(発熱)	(発熱)	症状軽快	(登校可能)		

(3) その他第2種感染症

学校保健安全法施行規則に準じる。

(4) 第3種感染症

基本的には出席停止とする。出席停止の期間においては学校保健安全法施行規則及び医師の指示に従う。